平成 29 年度岩手県制度融資

中小企業東日本大震災復興資金

平成 29 年 4 月 1 日現在

「東日本大震災」により著しい被害を受けた岩手県内に事業所を有する中小企業者の方に、経営の安定に必要な資金を融資する制度です。

融資対象者

東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 東日本大震災により事業所等に損害を受け、当該事業所の所在地を管轄する市町村から**罹災証明書の発行を受けた方**

(2) 東日本大震災の発生後の最近３か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少しており、当該事業所の所在地を管轄する市町村から**認定証明書の発行を受けた方**

融 資 条 件

資 金 使 途	**設備資金・運転資金**
融 資 限 度 額	**８千万円以内（設備・運転資金併用の場合８千万円以内）**
融 資 期 間	**15 年以内**（据置期間３年以内）
融 資 利 率	**固定金利** 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 **10 年以内　年 1.5%以内** **10 年超 15 年以内　年 1.7%以内**
保 証 料 率	岩手県信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証を付し、保証料率は**年 0.8%** **※　罹災証明書の発行を受けた方については、信用保証料は県が全額補給を行いますので、ご負担はありません。**
担 保	金融機関の所定の条件
保 証 人	原則として法人における代表者を除き不要

取 扱 期 間

平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日まで

申 込 手 続

お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ取扱金融機関にお申込みください。
≪取扱金融機関≫ 普通銀行、信用金庫、㈱商工組合中央金庫、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

※　融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当
電話：０１９－６２９－５５４２　　FAX：０１９－６２９－５５４９
Mail：AE0002@pref.iwate.jp
ＨＰ：岩手県公式 HP（http://www.pref.iwate.jp/）から**「制度融資」**で検索